

データセンター 仕様書

第1章 災害対策

1. 地震対策

- (1) 建築基準法及び同施行令（1981年6月改正）に準拠していること。
- (2) 耐震新基準（建築基準法で定められた地震力の1.5倍の外力）に対応していること。
- (3) 建物は震度6強に対して倒壊及び崩壊を避ける耐震性を有すること。
- (4) 機器を収納するラックは、最大搭載重量時に震度6強に対して倒壊しない免震性を有すること。
- (5) 設備機器について固定処置を実施していること。
- (6) 計算機設備等の機器免震を実施していること。

2. 火災対策

- (1) 防火対策として、部屋別に防火及び耐火区画化を実施していること。
- (2) 防火対策として、防火扉や建材等の重要箇所に不燃物や不燃材を使用していること。
- (3) 防火対策として、難燃ケーブルをしていること。
- (4) 消火設備として、ハロン消火設備を設置していること。
- (5) 高感度煙感知器設備を設置していること。

3. 漏水対策

- (1) 水配管ルートの変換処理をしていること。
- (2) 漏水検知機を設置していること。
- (3) 防水堤を設置していること。
- (4) 水使用機器周辺に対して塗膜防水処理を実施していること。

4. 避雷対策

- (1) 防雷接地により防雷対策を施していること。
- (2) アレスター設備を設置していること。

5. 照明及び非常灯設備

- (1) 作業に必要な照明と非常時の非常灯が建築基準法、消防法に準拠して整備されていること。

第2章 空調設備

1. 空調容量

- (1) 設置されている機器による発熱を抑えるために必要な容量の空調であること。

2. 空調稼働時間

- (1) 空調機の冗長化により、24時間365日連続して空調稼働できること。

3. 空調機の監視

- (1) 空調設備の稼働状況を24時間監視できること。

第3章 電源設備

1. 停電時の対策

- (1) 非常用発電装置を有し、商用電源停止時は24時間以上の電源供給可能なバックアップ電源を提供できること。
- (2) 無停電電源装置等を設置し、商用電源停止後から自家発電機切り替えまでの間も無停電を保障すること。
- (3) 備蓄用燃料タンクを保有し、停電時の電源対策に活用できる体制を整えておくこと。

2. 電源設備の監視

- (1) 電源設備の稼働状況を24時間監視できること。

第4章 セキュリティ対策

1. 外部からの侵入防止

- (1) 外部からの侵入による危害を防ぐために、サーバエリアは十分に保護されていること。
- (2) 24時間365日、有人受付による対応が可能であること。
- (3) 非接触式カードリーダー及び生体認証装置、赤外線センサーを設置し、外部からの侵入等に関する防止体制を整えること。
- (4) 敷地境界線にはフェンス等の防護柵を設置し、敷地内への侵入を未然に防ぐ環境を整えておくこと。

2. 入退室制限及び入退室記録

- (1) IC カード等の個人認証システムにより入退室を制限すること。
- (2) 入退室の記録を管理していること。

3. 情報漏洩対策

- (1) ITV 監視設備等により、サーバ室内での不審行動者を監視すること。
- (2) 機器類の設定情報の外部漏洩防止のため、複写機（スキャナ含む）及び FAX 等の機器について十分な管理がなされていること。
- (3) 定期的にセキュリティ診断が実施され、ネットワークの安全性の確認がおこなわれていること。

第 5 章 障害対策

1. 二重化及び冗長化対策

- (1) 空調設備は冗長化構成となっていること。
- (2) UPS 設備は冗長化構成となっていること。
- (3) ネットワークは複数のキャリアを引き込んでいる体制を維持できていること。

2. データの保管

- (1) 耐火区画内に専用のデータ保管庫を設け、災害時においてもデータを保護する環境を整えておくこと。

以上